

確認及び検査業務 注意事項 共通

- 1、 確認申請時は FD、CD等(1建築物等について1媒体)による建築・設備・工作物確認申請(計画変更は除く)1件につきサービス券1枚。
注:当社受付ソフトで読み込めるものとさせていただきます。
- 2、 確認申請時に次の審査が必要な場合は別途手数料が加算されます。
①天空率 : 5,000円
- 3、 計画変更提出による再度の中間検査業務料金は申請業務料金の1/2とする。
- 4、 検査後、再度現場検査が必要な場合は申請業務料金の1/2の料金を頂きます。
- 5、 中間・完了検査で申請者等の不備で再度現場に行く場合は10,000円を頂きます。
- 6、 クロス申請(他社で確認済証の交付を受けたものは、確認申請業務料金を加算した額となります)。
- 7、 計画変更・用途変更等については、別表3を参照してください。
- 8、 棟別申請(申請数が2棟以上)の場合、業務料金は構造審査(構造計算)を伴うもの有無で判断致します。(別シート 申請業務料金算出方法参照)
但し法第6条1項但し書きに規定する計算(ルート2)による場合は棟単位の手数料を加算して頂きます。
- 9、 中間検査料金算定面積は、特定工程迄の全ての面積の合計と致します。(大阪市、堺市も同様です。)
- 10、 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要する場合・・・各50,000円を加算
- 11、 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請業務料金・・・50,000円を加算
- 12、 高さ31m越える建築物は別途相談に応じます。
- 13、 合格証の再発行は致しておりません。(但し、証明願いは1,000円)
- 14、 確認申請における1棟増築の場合の業務料金・・・増築面積+既存部分の床面積の1/2
- 15、 大規模修繕・模様替えの申請面積は、変更する階の床面積の1/2の料金を頂きます
- 16、 出張費については、申請件数の実績により相談に応じます。(但し、1年ごとに見直します。)
- 17、 減額料金については、別途定める。
- 18、 建築物と昇降機を同時に確認申請又は完了検査申請する場合は、それぞれの手数料を合算した額となります。(検査日は同日となります。)